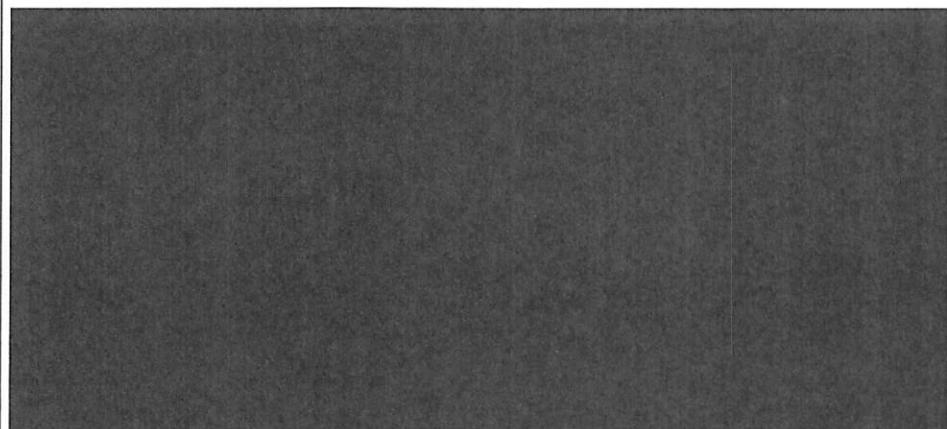


3 法廷等の形式基準

法廷の形式等



出入口の位置等

(1) 法廷

区分	(A-1) 大合議法廷	(A-2) 合議法廷 (A-3) 合議法廷 (A-4) 合議法廷	(B-1) 単独法廷 (B-2) 単独法廷 (B-3) 単独法廷 (B-4) 単独法廷 (C-1), (C-2) ラウンドテーブル法廷	備考
一般 廊下側	傍聴人入口 1個所 検察官 弁護人 入口 1個所	傍聴人入口 1個所 検察官 弁護人 入口 1個所	傍聴人入口 1個所 検察官 弁護人 入口 1個所 [Redacted] 1個所	外開き (のぞき窓付, 混乱なく同時に退廷し易い位置に設ける。) 外片開き (のぞき窓付, 書記官席に近い位置に設ける。) 外開き ((B-4), ラウンドテーブル法廷) (この場合◎印の入口は設けない。)

備考 1)

2) (A-2) 合議法廷の傍聴人入口は、なるべく両開きとする。また、特定本庁の大合議法廷の傍聴人入口は、前室を設け二重両開きとする。

3)

(2) 審判廷

区分	審 判 廷	備 考
一般廊下側	関係人入口 1個所	のぞき窓なし

法廷前一般廊下

合議事件非取扱支部以上

(1) 法廷前一般廊下の幅は、一般廊下より広くとる。

(2) 天井高についても一般廊下より高くとる。

法廷家具

(1) 法壇及び法卓等

一般法廷用、交通事件法廷用（実状による）とする。

ラウンドテーブル法廷用は別途とする。

(2) 傍聴人用いす

a 法廷には、連結いすを取付ける。~~大合議法廷の場合は、最前列のみメモ台付とする。~~

b いすの仕様は、背、座とも布張り程度とし、原則として4連とする。

c 車椅子使用者を考慮し、一部を着脱式（車輪付き）とする。

(3) 仕切りさく

合議法廷は固定式、単独法廷及びラウンドテーブル法廷は、移動式とする。

室名札等

法廷の室名札、扉用切抜き文字、事件表示板は、次による。

区分 種別			一般廊下側	備考
室名札	合議事件非取扱 支部以上の法廷		第〇号法廷 第〇号法廷兼審尋室	一般廊下側室名札は 傍聴人入口近くに取 付ける。
扉用 切抜き文字 (アクリル 樹脂板)	合議事件非取扱 支部以上の法廷 独立簡裁の法廷 ラウンドテーブル法廷		傍聴人入口 検察官・弁護人入口 ただし、民事専用の 場合は、当事者入口	特定本序は、実状に より「第〇号」と記 入する。
事件表示板			傍聴人入口 関係人入口 []	室名札の下方に取付ける

4 庁舎仕上及び特定家具・器具の設置基準

庁舎内部仕上及び特定家具・器具の設置基準 内部仕上は、仕上程度の相互関係を示すものであるから、庁舎の規模その他、実状により仕上程度を変更する場合は、室相互間の調和を崩さないよう留意する。
なお、器具設置基準の詳細は、後記による。

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
【裁判関係】							
合議法廷	ビニール床 タイル(軟) 別紙1 参照	木製 CL	布張り 法壇背面 練付	ロックウール 化粧 吸音板	CL		A:法廷家具、事件表示板、カーテン(レース共) E:法廷拡声設備(本庁以上合議法廷)、埋込形アクリルカバー付照明、開廷表示灯 M:吹出口はシリングディフューザ等、直接還気
単独法廷							
ラウンドテーブル法廷	ビニール床 タイル(軟) 別紙1 参照	木製 CL	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	CL		A:法廷家具、事件表示板、カーテン(レース共) E:埋込形アクリルカバー付照明、開廷表示灯、 M:吹出口はシリングディフューザ等、直接還気
交通事件法廷	ビニール床 タイル	ビニール 幅木	EP	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:交通事件法廷家具 M:直接還気又は間接還気
審尋室	ビニール床 タイル(軟)	ビニール 幅木	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:表示灯、(実状による) M:直接還気又は間接還気
準備手続兼和解室	ビニール床 タイル(軟)	ビニール 幅木	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:表示灯、(実状による) M:直接還気又は間接還気
審判庭	ビニール床 タイル(軟)	木製 CL	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	CL		A:カーテン(レース共) E:埋込形アクリルカバー付照明、表示灯、 M:直接還気又は間接還気
調停室	ビニール床 タイル(軟)	ビニール 幅木	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:表示灯、 M:直接還気又は間接還気
調停和室	たたみ	たたみ 寄せ	薄塗材	木目 化粧 ボート			E:表示灯、 M:直接還気又は間接還気

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
調停委員室 (参与員室) 司法委員室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:換気ガラリ（実状による） M: 実状により給排水、給湯 機械換気
保護司待合室							
調停用待合室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:呼出設備（実状による）
和解待合室							
検察官待合室 証人鑑定人 待合室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
弁護士待合室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:換気ガラリ（実状による） E:参考メタ M: 実状により給排水、給湯 機械換気、参考メタ
弁護士相談室							A:簡易間仕切で区分

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
執行官室	ビニル床 タイル 別紙1 参照	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
競売室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:拡声設備 (実状による) ██████████
家裁調査室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:表示灯, ██████████ M:直接還気又は間接還気
家裁考查室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:表示灯, ██████████ M:手洗器 (実状による) 直接還気又は間接還気
家裁相談室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:表示灯, ██████████ M:直接還気又は間接還気
家裁医務室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:コロ台, 換気ガラリ E:██████████ (実状による) M:専用流し, 洗面器, 給排水, 給湯, 機械換気
薬局	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:受付カウンター, 薬戸棚, 調剤台, コロ台, 換気ガラリ M:専用流し, 給排水, 給湯, ガス, 機械換気

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
少年関係人待合室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
一般待合室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:呼出設備 M:手洗器
新聞記者室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
【事務関係】							
会議室	特定本庁 ジュークン 合議事件 取扱支部 以上 タイル カーペット 合議事件 非取扱支部 以下 ビニル床 タイル(軟)	木製 C L 簡裁 ビニル 幅木	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	C L		A:本庁以上 暗幕兼用カーテン(レース共) E:埋込形アクリルカバー付照明 拡声設備(実状による) M:吹出口はシリング・ティフューザー等、直接還気又は間接 還気、機械換気
会議室用準備室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	無石綿 セメント板 E P	SOP		A:食器棚、流し、シン台、 換気ガラリ M:給排水、給湯、機械換気

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
書記官室 家裁調査官室	セミカ 床 ナメル 別紙1 参照	セミカ 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
訟廷事務室	ビニル床 タイル 別紙1 参照	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
会計課	ビニル床 タイル 別紙1 参照	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E: [REDACTED] (合議事件非取扱支部以下及び非宿直庁)
庶務課	ビニル床 タイル 別紙1 参照	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
交通事件事務室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:受付カウンター E:呼出設備（実状による）
その他の事務室	ビニル床 タイル 別紙1 参照	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
予備室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		
【倉庫関係】							
書庫	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	化粧 石こう ボード	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	A:鋼製棚、簡易間仕切（資料課室内に設けた場合） レジスター M:機械換気（実状による）
用紙庫 備品庫	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	上部コンクリート打放し アクリルシン吹付, 下部モルタル	コンクリート打放し アクリルシン吹付	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	A:レジスター M:機械換気（実状による）
一般倉庫	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	上部コンクリート打放し アクリルシン吹付, 下部モルタル	コンクリート打放し アクリルシン吹付	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	A:レジスター M:機械換気（実状による）
【厚生管理関係】							
診療室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:コンロ台、換気ガラリ M:専用流し、洗面器, ガス(実状による), 給排水、給湯、機械換気

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
薬局	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:受付カウンター, 薬戸棚, 調剤台, ソロ台, 換気ガラリ M:専用流し, 給排水, 給湯 ガス(実状による), 機械換気
レントゲン暗室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:器具棚, 暗幕, 流し台, 換気ガラリ E:専用照明, 出入口標識灯 M:給排水, 機械換気
教養室 休養室	たたみ	たたみ 寄せ	薄塗材 又は ビニルクロス	木目 化粧 ポート			A:本庁以上の和室教養室 流し, ソロ台, 吊戸棚, 換気ガラリ M:本庁以上の和室教養室 給排水, 給湯, 機械換気
(和室でない場合は、事務室程度)							
売店	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	化粧 石こう ポート	SOP		A:換気ガラリ E:参考メータ M:実状により給排水, 参考メータ, 洗面器又は手洗器
理髪室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	化粧 石こう ポート	SOP		A:化粧台, 鏡, 流し台, 換気ガラリ E:参考メータ M:給排水, 給湯, ガス, 参考メータ, 機械換気
更衣室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	化粧 石こう ポート	SOP		A:床ニードルパンチカーペット (実状による), カーテン
食堂	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	複層塗材 又は ビニルクロス	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:ハッヂカウンター M:洗面器
厨房	タイル		タイル	無石綿 セメント板 NAD	SOP		A:食器棚, 排水溝, グリストラップ, 換気ガラリ E:殺菌灯, 参考メータ M:手洗器, 廉房器具及び配管, 給排水, 給湯, ガス, 参考メータ, 機械換気
廷吏室 守衛室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:カウンター
庁務員室	たたみ 又は ビニル床 タイル	たたみ 寄せ又 はビニル 幅木	E P	化粧 石こう ポート			

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
宿直室	たたみ	たたみ 寄せ	E P	木目 化粧 ポート			A:夜間受付窓 E:夜間受付灯, インターホン M:実状により給排水, 機械換気
浴室	タイル		タイル	塩ビ 成型板	SOP		A:浴槽, 風呂釜(実状による) 換気がり M:給排水, 給湯, 機械換気
シャワー室							A:シャワーブース, カーテン, ガラリ M:給排水, 給湯, 機械換気
脱衣室	複合床材	木製 SOP	E P	無石綿 セメント板 NAD	SOP		A:脱衣棚 M:洗面器, 給排水, 機械換気
給湯室	ビニル床 シート又は タイル		複層塗材 又は タイル	無石綿 セメント板 NAD	SOP		A:流し, コロ台, 吊戸棚, 換気がり M:給排水, 給湯, 機械換気
電話交換室	ビニル床 タイル (二重床)	ビニル 幅木	布張り	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:配線ピット, たたみ(控室) M:洗面化粧台, 給排水
電話交換機室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	化粧 石こう ポート	SOP		A:換気がり M:機械換気
変電室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	上部コンクリート打放し アクリルシン吹付, 下部モルタル	コンクリート打放し アクリルシン吹付	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	M:機械換気
蓄電池室	防じん塗 床	モルタル	上部コンクリート打放し アクリルシン吹付, 下部モルタル	コンクリート打放し アクリルシン吹付	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	M:機械換気
自家発電機室							A:吸音を考慮 M:機械換気
機械室	防じん塗 床	モルタル	上部コンクリート打放し 又は 岩綿板, 下部モルタル	コンクリート打放し アクリルシン吹付 又は 岩綿板	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	A:集水溝(ワ共), 流し(床付), 実状により吸音を考慮, 換気がり M:洗面器, 給排水, 機械換気
監視盤室	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP	網入ガラス 鋼製扉外開	A:換気がり, ガラス間仕切 M:洗面器(実状による), 機械換気
貯油槽室	防じん塗 床	モルタル	コンクリート打放し	コンクリート打放し	SOP	鋼製扉外開	A:FD付レジスター M:機械換気(実状による)

室名	内部仕上						特定家具・器具設置基準
	床	幅木	壁	天井	塗装	特定建具	
水槽室	防じん塗床	モルタル	コンクリート打放し	コンクリート打放し	SOP	鋼製扉外開	A:換気がり(実状による) M:機械換気(実状による)
車庫	モルタル又はコンクリートにて仕上げ	モルタル	コンクリート打放し	コンクリート打放し	SOP	網入ガラス 鋼製扉	A:工具棚, FD付ガラリ, ガソリンラップ M:洗車用水栓, 手洗器, 機械換気(実状による) 運転手室:洗面器, 給排水 給湯(実状による)
一般便所	ビニル床シート又はタイル		複層塗材 又はタイル	無石綿セメント板 NAD	SOP		A:収納式ベビーシート(家裁本 庁, 実状による) E:鏡用照明 M:便器, 洗面器, 掃除流し, 鏡, 給排水, 機械換気, 乳幼児用いす, 乳幼児用 ベッド
肢体不自由者用便所							A:片引戸(有効幅850以上), E:呼出ボタン M:便器, 洗面器, 手すり, 鏡, 給排水, 機械換気
玄関ホール	タイル	タイル又 はT B	タイル又は複層塗材	ロックウール 化粧 吸音板 又は 金属板	SOP		A:自動扉, 点字ブロック E:埋込形アクリルカバー付照明
一般廊下	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		E:掃除用コンセント
一般階段	ビニル床 タイル	ビニル 幅木	E P	ロックウール 化粧 吸音板	SOP		A:手摺子の間からの落下防 止に配慮する E:掃除用コンセント

凡例: A:建築関係 E:電気設備関係 M:機械設備関係

備考 1) 材料の略号

ビニル床タイル	: 半硬質ノンアスペクト床タイル	ビニル床タイル(軟)	: 軟質ノンアスペクト床タイル
SOP	: 合成樹脂調合ペイント塗り	NAD	: アクリル樹脂系非分散形塗料塗り
E P	: 合成樹脂エマルションペイント塗り	薄塗材	: 薄付仕上塗材
複層塗材	: 複層仕上塗材	C L	: クリヤーラッカー塗り
T B	: テラゾーブロック	F D	: ヒューズ付防火タングラー
点字ブロック	: 視覚障害者用床材		

2) 遮 音

(1) 次の室は、特に遮音に注意する。（間仕切壁上部を伝わる天井裏の遮音を特に注意）

法廷, [REDACTED] 審判庭, 審尋室, 準備手続兼和解室, 調停室, 調査室, [REDACTED]
会議室,

[REDACTED] 機械室（監視盤室, 控室を含み防音ドアを設ける。）

(2) 次の室は、特に吸音にも注意する。

放送室, 自家発電機室, 機械室等

3)



4)



5)



6) ガラス入り扉

受付を行う事務室, 各待合室（検察官, 弁護士, 保護司, [REDACTED] の各待合室を除く）
の扉は、ガラス入りとする。特に、事務室については、透明ガラスとする。

7) 無窓室

無窓の室（調停室, 調査室等）には、廊下の明かりを取り入れる等、閉鎖的雰囲気を和ら
げるよう配慮する。

庁舎外部仕上	<p>(1) 屋根 アスファルト防水程度</p> <p>(2) 外壁 タイル張り程度</p> <p>(3) 窓 アルミニウム製程度</p>
その他の設置基準	<p>次の項目の設置基準は、特別の場合を除き、すべてに適用する。</p>
	<p>(1) 受付窓口等 来庁者が利用しやすいように考慮する。</p>
	<p>(2) 庁内案内板及び庁内掲示板 来庁者が利用しやすいよう設置位置や形状、大きさ、色彩等を考慮する。</p>
	<p>(3) 室名表示 室名札を原則的に全館に取付ける。実状により扉に切抜き文字張付け等で表示する場合もある。</p>
	<p>(4) 傍聴人心得板 実状による。</p>
	<p>(5) 競売関係注意板 実状による。</p>
	<p>(6) 各種棚 書庫、[REDACTED]用紙庫及び備品庫等の棚は、鋼製既製品を使用する。</p>
	<p>(7) ブラインド 南、東及び西面の居室、その他必要とする室に取付ける。</p>
	<p>(8) 避難器具 消防法施行令第25条の適用を受ける階には、避難器具（別途）を取付けられるように考慮する。</p>
	<p>(9) 身体障害者用設備 玄関スロープ、視覚障害者用床材、自動扉を設ける。</p>
	<p>(10) 郵便受 実状による。</p>

5 外構関係の雜種工作物等の設置基準（建築工事に含むべき工作物等）

屋外排水	建物及び敷地の雨水排水		
囲障及び門	敷地周囲の必要部分に塀等の囲障、正門その他の入口には、門扉又は通行止用鎖等をつける。		
歩道	歩車道の分離に努め、玄関までの視覚障害者用床材を考慮する。		
舗装	一般及び交通事件関係の歩道、車道、駐車場等の舗装及び駐車場の線引きを行う。また、身体障害者用駐車場を考慮する。 なお、砂利敷仕上は行ってはならない。		
屋外事件掲示板	大きさは、次を標準とする。（寸法は内法）ただし、実状により補正する。		
	本庁以上	合議事件取扱支部 (特定支部)	合議事件非取扱支部
	約3.6m×0.9m	約2.7m×0.9m	約2.4m×0.9m
			簡裁 約1.8m×0.9m

(注) 前面引違施錠方式とし、前面ガラスは、網入り磨き板ガラスとする。

庁名表示 (1) 合議事件非取扱支部以上及び独立家裁 (a と b の 2 個所とする。ただし、合議事件非取扱支部で b が困難な場合は、c とする。)

a 正面玄関出入口付近 各庁名記入の金属板、石板等庁名板を壁等に取付ける。

b 正面付近 「裁判所」の 3 文字彫込みの庁名碑を植込等の中に設ける。

c 「裁判所」の 3 文字記入の金属板、石板等を正門柱等に取付ける。

(注) 独立家裁は、b の「裁判所」を「家庭裁判所」と読み替える。

参考例

a

b

c

(2) 独立簡裁（1個所）

庁名記入の金属板、石板等を正門柱に取付ける。

←———— 約 55 cm —————→

○○簡易裁判所
○○家庭裁判所○○出張所

(注) 1 庁名板、庁名碑の寸法は、

実状による。（例示は参考寸法）

2 書体については、あらかじめ現地裁判所と打合せをする。

旗竿及び取付金具

(1) 合議事件取扱支部以上（aとbの2個所）

a 屋上に1個所（原則的には正面玄関の真上）固定式の旗竿を設ける。

（掲揚金具、ロープ等一式とも）

b 玄関車寄せに2本分の旗竿取付金具を設ける。（旗竿は別途）

(2) 合議事件非取扱支部以下

玄関車寄せに2本分の旗竿取付金具を設ける。（旗竿は別途）

自転車置場

実状により設置する。必要に応じ職員用と一般用に区分する。

焼却炉

~~近隣に対する煙害等充分配慮した場所に設ける。~~

灰捨場

~~実状による。~~

造園・植樹

なるべく庁舎前面を広くとり、前庭を設ける。（在来樹木、庭石等のある場合は、可能な限り利用する。）

合議事件取扱支部以上は、造園に砂利を使用しない。

屋外厚生施設

実状による。

III 電 気 設 備 工 事

1 電 力 設 備 基 準

照明器具

光源は、原則として蛍光ランプ（白色）とする。

(1) 法廷、審判廷、会議室、

玄関ホール等は、天井埋込形アクリルカバー付程度とする。

(2) 交通事件法廷、一般事務室、調停室、調査室、廊

下等は天井埋込形下面開放程度とする。

(3)

(4) 便所等の化粧鏡上部には、照明器具を設ける。

(5) レントゲン暗室に専用照明器具、出入口に標識灯を設ける。

(6) 廚房には、殺菌灯を設ける。

(7) 夜間受付窓の付近に、受付灯を設ける。

(8) 自家発回路に接続する照明器具は、法令上、安全上及び業務上必要な最小限のものとするが、特に地階部分、階段室、廊下、法廷、審判廷、

は適宜な本数とする。

照明器具の点滅

(1) 事務室

原則として、廊下側と窓側に区別し、2～10灯程度のグループとする。

(2) 廊 下

1灯おき程度の点滅方式とする。

(3) 階 段

3路又は4路点滅方式とする。

非常照明・誘導灯

建築基準法、消防法、その他の関係法令にしたがい設ける。

外 灯

外灯は、原則として水銀ランプ(100～250w)とし、基数は敷地周囲の状況を考慮して決める。点滅は自動点滅器、タイマー、中央監視等により行い、自動・手動の切替スイッチを設ける。

コンセント	<p>(1) 各 室</p> <p>1 個以上設ける。事務室は原則として 15m^2 に 1 個程度、 VDT を多く使用する部屋は 8 m^2 に 1 個程度とし、各室の使用状態などを考慮して配置する。なお、一般用の他、大型事務機器用、その他の専用コンセントを、実状により設ける。</p> <p>(2) 廊 下</p> <p>歩行距離 20m に 1 個程度設ける。</p> <p>(3) 階 段</p> <p>各階に設ける。</p>
個別計量	弁護士待合室、売店、理髪室、厨房等に参考メータを設ける。
分電盤	器具は、配線用しや断器又は漏電しや断器を使用し、原則として各階に設ける。
動力制御盤	器具は、配線用しや断器又は漏電しや断器を使用し、原則として機械室ごとに設ける。
受変電設備	<p>(1) 電気事業法、消防法、その他の関係法令にしたがい、原則として、各機器等は閉鎖盤内に收め、屋内に設ける。</p> <p>(2) 合議事件取扱支部以上で契約電力が実量値契約となる施設には、デマンド監視装置を設ける。</p>
自家発電設備	建築基準法、消防法、その他の関係法令にしたがい設ける。
静止形電源設備	<p>(1) 直流電源装置</p> <p>建築基準法、消防法、その他の関係法令にしたがい設ける。</p> <p>(2) 交流無停電電源装置（UPS）</p> <p>実状による。</p>
雷保護・避雷設備	建築基準法、消防法、その他の関係法令にしたがい設ける。

2 通信・情報設備基準

電話用アウトレット	各室 1 個以上設け、事務室は原則として 15m^2 に 1 個程度とし、各室の使用状態などを考慮して配置する。なお、公衆電話用を、実状により設ける。
-----------	--

構内交換機	(1) 特定支部以上
	中継台式
	(2) 合議事件取扱支部
電気時計設備	分散中継台式
	(3) 合議事件非取扱支部以下
	ボタン電話装置
(1) 合議事件取扱支部以上	親時計の設置場所は、監視盤室とする。ただし、監視盤室がない場合は
	事務室とする。子時計は、法廷、審判廷、会議室、[REDACTED]
	[REDACTED]等には特殊形を、その他は標準形又はスピーカ組込形とする。
(2) 合議事件非取扱支部以下	電池時計取付用のフックのみとし、時報装置を設ける。
	合議事件取扱支部以上に設ける。
	(1) 庁内放送用増幅器
(2) 付加機能	本庁は総務課、支部は庶務課に設置する。形式は、据置形又は卓上形と
	し、ラジオ受信回路、マイク回路、放送回路、チャイム回路及びテープ
	回路を設ける。
(3) ラジオアンテナ	実状により、職場体操、時報チャイム等の付加機能を実装させる。
	FM用ラジオアンテナはテレビ（VHF）用を代用し、AM用は専用に
	設ける。
(4) 放送区分	(4) 放送区分
	[REDACTED]事務室関係、一般廊下、法廷前一般廊下に区分する。
	(5) スピーカ
(6) 増幅器	天井埋込形又は子時計組込形とし、アッテネータ内蔵とする。
	[なお、[REDACTED]ホール等は実状により別置としてもよい。]
	会議室、競売室に、実状により設ける。

表示設備

(1) 表示灯・表示盤

法廷（交通事件法廷を除く）に開廷表示灯を設ける。

審尋室、準備手続兼和解室、審判庭、調停室、調査室、家裁相談室、考査室に、室使用表示灯を設ける。

合議事件取扱支部以上は、訟廷事務室等に表示盤を設ける。

(2) 登退庁表示盤

本庁以上に、実状により設ける。

呼出設備

(1)

に、実状により卓上形を設ける。

(2) 調停用待合室、和解待合室、一般待合室、交通事件待合室等に、実状により設ける。

インターホン設備

身体障害者用として玄関及び肢体不自由者用便所（呼出しボタン）から事務室へ、夜間受付用として夜間受付から宿直室へ設ける。その他は実状により設ける。

テレビ共同受信設備

(1) テレビ共同受信方式は、BS 対応とする。

(2) アンテナはVHF 及びUHF とし、BS は実状による。

(3) テレビ受口は、[REDACTED] 食堂、宿直室、総務課等に、実状により設ける。

防災設備

消防法、その他の関係法令にしたがい設ける。

法廷拡声設備

本庁以上の合議法廷に設ける。

IV 機 械 設 備 工 事

1 空気調和設備基準

系 統	建物の形状及び配置等により、系統は、原則として、次の要領による。 (1) 法廷系統、事務系統、及び大会議室系統等に大別し、それぞれ方位等を考慮した系統を設ける。 (2) 外気温度を考慮し、実状により給排水・温水管等に凍結防止の設備を設ける。
吹出口・吸込口	アルミニウム製を標準とする。 (1) 法廷、会議室等の吹出口は、シーリングディフューザーを標準とする。ただし、室内意匠などにより、それに適したものとしてもよい。 (2) [REDACTED]
還気方式	次の室は、専用のダクトによる直接還気方式とする。 法廷、[REDACTED] 審尋室、準備手続兼和解室、審判廷、調停室、調査室、家裁相談室、考查室、会議室、[REDACTED] [REDACTED] ただし、法廷、[REDACTED] を除く室で、実状により間接還気方式とすることができる。 (ドアガラリは設けない。)
単独冷暖房設備	(1) 次の室に、単独冷暖房（独立系統）を考慮する。 会議室（本庁以上）、[REDACTED] (2) 次の室に、単独冷暖房（個別器具）を考慮する。 宿直室 (3) 次の室に、実状により単独冷房（個別器具）を考慮する。 電話交換機室、エレベーター機械室、U P S（交流無停電電源装置）室
自動制御設備	空気調和設備には、温湿度自動制御装置を設ける。
燃 料	油を原則とし、他の燃料は実状による。
貯油槽	貯油槽の容量は、約7～10日とする。ただし、積雪地などで運搬困難をきたす土地のように特殊事情がある場合は、相当量の增量を行う。

換気設備

次の室は、換気扇又はダクトによる機械換気を標準とする。ただし(7)(8)は、実状によりレジスターのみとすることができる。

- (1) 給湯設備、ガス器具を備える室（器具別途の室を含む。）
- (2) 化粧室、便所
- (3) 喫煙室
- (4) 機械室、電気関係室（変電室、配電室、蓄電池室、自家発電機室、エレベーター機械室、電話交換機室等）、ポンベ室、ポンプ室
- (5) 印刷室、じん埃処理室、焼却炉室等
- (6) [REDACTED]
- (7) 用紙庫、備品庫、書庫、雑倉庫、小規模倉庫、貯油槽室、水槽室、車庫
- (8) 無窓室
- (9) その他臭気、湿気、熱及び有毒ガス等の発生のおそれのある室

2 給排水・衛生設備基準

器具設備基準

衛生器具の設置場所及び規格は、次のとおりとする。

便 所

種 別	大便器	小便器	洗面器	手洗器	掃除用 流 し	備 考
						・大便器、小便器の 洗浄方式はフラッシュ 弁（節水型）を標 準とする。 小便器は自動洗浄 とする。 ・一般用洗面器は、 自動水栓とする 実状によりカウンター はめ込式とする。 C1111には、手 すりを設ける。 L511には、手す り及び鏡を設ける
一般用	C1110 C311R	U332R	L410 程度		S210	
肢体不自由 者用	C1111		L511	L710		

温水洗净式便座 男子便所及び女子便所 [REDACTED] の洋風便器に温水洗净式便座（パブリック用）1組を設置する。

**シートペーパー
ホルダー**

紙巻器

大便器に、紙巻器を備える。[REDACTED]

化粧鏡

洗面器の前面には、鏡をとりつける。大きさは、実状による。

小便器

各男子便所には、床置式ストール小便器を1個以上設ける。

1階の床置式ストール小便器の1個には、手すりを取り付ける。

水石けん入れ

~~本庁以上の~~洗面器には、「水石けん入れ」を設ける。

~~特定支部以下は、~~実状による。

化粧棚

実状による。

便所以外の室

室名	洗面器	手洗器	専用流し	洗髪器	備考
[REDACTED]					
家裁考查室	[L710]				実状による
家裁医務室	規格は実状による		規格は実状による		
一般待合室		規格は実状による			
[REDACTED]					
診療室	規格は実状による		規格は実状による		
薬局			規格は実状による		
売店	規格は実状による	規格は実状による			
理髪室			規格は実状による	規格は実状による	
食堂	[L420]				
厨房		[L710]			
脱衣室					

便所以外の室
(つづき)

室 名	洗面器	手洗器	専用流し	洗髪器	備 考
電話交換室					洗面化粧台 幅500mm程度 化粧鏡, キャビネット共
機械室	L420				
監視盤室	L420				実状による
車 庫	L420				
運転手室	L420				

給排水設備

(1) 次の室に、給排水管及び水栓等を設ける。

会議室用準備室, [REDACTED] 家

裁医務室, 診療室, 薬局, レントゲン暗室, 和室教養室（本庁以上）, 理髪室,
厨房, 浴室, 脱衣室, シャワー室, 給湯室, 電話交換室, 機械室, 自家発電機
室, 便所, 車庫, ~~一焼却炉室~~

(2) 次の室等に、実状により給排水管及び水栓等を設ける。

調停委員室, ~~弁護士待合室~~, 売店, 宿直室, 運転手室, 冷水器設置場所

散水栓 次の場所に、散水栓を設ける。

正面玄関, 一般出入口, 職員出入口, 植込, 淨化槽等

給水個別計量 次の室の給水管に、参考メータを設ける。

~~弁護士待合室~~, 売店, 理髪室, 厨房等

床排水

次の室に、実状により床排水設備を設ける。

交通事故用便所, 水槽室, 機械室

洗濯機パン

実状による。

給湯設備

熱源は、ガス又は電気を基本とする。

(1) 次の室に、給湯設備を設ける。

会議室用準備室, [REDACTED]

家裁医務室, 診療室, 薬局, 和室教養室（本庁以上）, 理髪室, 厨房, 浴室,
シャワー室, 給湯室

(2) 次の室に、実状により給湯設備を設ける。

~~調停委員室, 弁護士待合室~~, 運転手室

ガス設備配管	次の室に、実状によりガス用配管を行う。（給湯設備用を除く） 診療室、薬局、理髪室、厨房、機械室
ガス器具別途の室	次の室の特殊ガス器具などは、別途とする。 家裁医務室、診療室、薬局、売店、理髪室
ガス個別計量	次の室のガス管に、参考メータを設ける。 弁護士待合室、売店、理髪室、厨房等
ガスの種類	都市ガスを原則とし、都市ガスのない地域は液化ガスとする。
浄化槽設備	建築基準法、その他の関係法令にしたがい設ける。
融雪装置	多雪地の合議事件非取扱支部以上に、実状により設ける。
さく井設備	実状による。
厨房設備	実状による。
焼却炉設備 (大型) (ゴミ処理含む)	大気汚染防止法、その他の関係法令にしたがい設ける。

3 防 災 設 備 基 準

排煙設備	建築基準法、その他の関係法令にしたがい設ける。
消防設備	消防法、その他の関係法令にしたがい設ける。 屋内消火栓は、総合形（易操作性）を標準とする。

V 昇 降 機 設 備 工 事

1 エレベーター設備基準

エレベーター設備

乗用エレベーターは、原則として [4] 階建以上の建物に設置し、一般用は13人～17人乗とし、[] とする。

なお、一般用エレベーターのうち1台以上は、身体障害者付加仕様付きとする。

別紙 1

H16. 7. 23

二重床及びタイルカーペット対象室

室 名	二重床	床仕上		備 考
		改訂前	改訂後	
法廷 (改修工事は対象外 *)				
合議法廷 (独立家裁含む)	○			
単独法廷 (合議事件非取扱支部以上)	傍聴席は除く	ビニル床タイル(軟)	タイルカーペット	傍聴席は実状により二重床可
R T 法廷 (合議事件非取扱支部以上)	○			
簡裁法廷 (独立簡裁)	×	ビニル床タイル(軟)	ビニル床タイル(軟)	
簡裁 R T 法廷 (独立簡裁)				
	×	ジューク (敷込み)	カーペット(織ジューク) (敷込み)	
			タイルカーペット	
	○	ジューク	タイルカーペット	
	△	ビニル床タイル(軟)		
書記官室、調査官室				タイルカーペット
訟廷事務室	○	ビニル床タイル		
高裁事務局事務室				
総務課				
人事課				
会計課				
管理課				
地家裁事務局事務室				
総務課				
人事課				
経理課				
会計課				
出納課				
用度課				
資料課				
地家裁支部事務局事務室				
庶務課	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
検察審査会事務局				
審査事務室(※2)	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
その他				
執行官室 (※1)	○	ビニル床タイル	タイルカーペット	
医務室	×	ビニル床タイル		

凡例) ○: 実施 △: 実状による ×: 実施見合せ

* 既存の法廷改修については、裁判員の運用方針が出された時点で検討する。

(※1) 執行官が少数しか配置されていない庁については、事務員の人数・整備予定のパソコン台数・執行官事務室の形状等を考慮して必要な場合に整備を行う。

(※2) 審査事務室が独立した事務室で、かつ職員が複数執務している室に整備を行う。

注) タイルカーペットはループパイル、厚6.5mmを標準とする。